

基本問題小委員会報告概要

はじめに

設置及び検討の経緯

- ・ 著作権分科会においては、近年、「著作権法に関する今後の検討課題」(平成17年1月24日著作権分科会決定)に掲げられた課題や、政府の知的財産戦略本部から提言された検討課題などについて検討を進めてきた。
- ・ こうした課題の中で、一定の結論を得ることができなかった課題が残った背景には、種々の課題について検討を進めるにあたって、著作権制度の在り方をめぐる基本的な認識について、関係者において見解の相違があったためと考えられ、著作権制度の今日的な意義といった点について根本的な検討を行うべきであるとの認識の下に本小委員会を設置。
- ・ 第9期においては4回、第10期においては5回開催され、様々な論点について有識者・事業者からのヒアリング等を通じて、検討を実施。

デジタル・ネットワーク社会に対する認識、評価について

- ・ ヒアリング対象者からの意見を踏まえ、そもそもデジタル・ネットワーク社会について、著作権制度との関係性においてどのように認識、評価するべきなのかといった視点から検討。
- ・ デジタル・ネットワーク技術の進展が社会にもたらす変容について整理すると、以下のような点が指摘できる。
 - ①違法複製・違法流通の増大
 - ②記録媒体の大容量化等に伴う、恒常的なソフト、コンテンツの不足及び機器の汎用化
 - ③アマチュアによる創作と流通が可能に、容易になったことに伴う、創作活動におけるプロとアマの混在化の進展
 - ④電子化による正確で迅速な著作権処理の可能化
 - ⑤クリエイターとユーザーが直接つながることにより、出版者やレコード会社等の仲介者を中心とするビジネスモデルの在り方の変容

著作権制度の果たす役割

- ・ デジタル・ネットワーク社会における精神的な豊かさを求める傾向や、技術的な発展による記録媒体の大容量化等に伴うコンテンツの恒常的な不足を踏まえれば、コンテンツの創造、保護、活用の基盤となる著作権制度の役割は、今後も重要であるが、同時に、自由な表現や流通の障害になっているというような認識を持たれることのないよう、利用者の利便性を図るシステムであることが求められる。
- ・ このため、デジタル・ネットワーク社会においても、著作権制度が果たすべき役割は何ら変わるものではないとの認識に立ちつつも、デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、必要な制度の見直しを行っていくことが必要。

今後の検討が必要な著作権関連施策に係る課題について

総論

- ・ 今後の検討が必要な著作権関連施策に係る課題について検討を行うに当たっては、国民にとって理解しやすい、分かりやすい制度に変えていくという視点と、著作権の保護と著作物等の流通・利用の円滑化とのバランスを図るという視点を持つことが必要。
- ・ また、ワーキングチームを設けるなど、課題の性質等を見極めた、効率的・機動的な検討が進められるような工夫が必要。

検討課題

デジタル・ネットワーク社会に対応した著作権システムの構築	著作権に係る教育及び普及・啓発	著作権法制上の引き続きの重要課題
<ul style="list-style-type: none">○ <u>新しい時代に対応した著作権法制の在り方</u><ul style="list-style-type: none">・ 著作物の「利用」の側面からの著作権管理が可能になるなどのデジタル・ネットワーク技術の進展がもたらす変容を踏まえ、継続的な検討が必要○ <u>著作物の利用に係る新たなルールの構築</u><ul style="list-style-type: none">・ 権利の集中管理の推進・ 著作権に係る契約の在り方・ 意思表示システムの構築○ <u>書籍のデジタル化</u><ul style="list-style-type: none">・ 「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会報告」を受け、当面は文部科学省において検討	<ul style="list-style-type: none">○ <u>著作権に係る教育及び普及・啓発</u><ul style="list-style-type: none">・ 義務教育段階からの学校教育における著作権教育の一層の充実・ 学校教育のみならず、著作権の普及・啓発活動を更に充実することが必要・ 関係者による多様な普及・啓発活動を推進することが必要	<ul style="list-style-type: none">○ <u>私的録音録画補償金制度</u><ul style="list-style-type: none">・ コンテンツ利用の利便性向上とクリエイターの権利保護に関して関係省間においても検討○ <u>保護期間延長問題</u><ul style="list-style-type: none">・ 様々な状況を踏まえつつ、関係者による新たな議論の場を設けることが必要○ <u>放送と通信の融合</u><ul style="list-style-type: none">・ 今後の放送法の見直し等を踏まえた、著作権法における放送と通信に係る規定の見直し○ <u>違法流通対策</u><ul style="list-style-type: none">・ 膨大かつ世界的規模で行われている「違法流通」に対して、「官民一体」となった対応が必要